

# 新興感染症に係る 自宅・宿泊療養の体制 について

新興感染症…感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を基本とする。

# 現行計画の記載概要

## 【検査の実施体制及び検査能力の向上】

- ・ 衛生研究所又は保健所の**設備の整備、人材の確保等**の体制整備を図る
- ・ 衛生研究所は、保健所、医療機関及び民間検査機関に対して**技術的支援（研修）**を適宜行う

## 【医療提供体制】

- ・ 下記感染症指定医療機関を指定する。

種別	指定者	対象疾患	圏域	医療機関数	病床数
特定感染症 指定医療機関	大臣	新感染症、一類感染症、二類感染症、 新型インフルエンザ等感染症	全県	1機関	2床
第一種感染症 指定医療機関	知事	一類感染症、二類感染症、新型 インフルエンザ等感染症	全県	2機関	3床
第二種感染症 指定医療機関		二類感染症、新型インフルエンザ 等感染症	各二次保健 医療圏	11機関	55床

# 目指していく体制 - 1

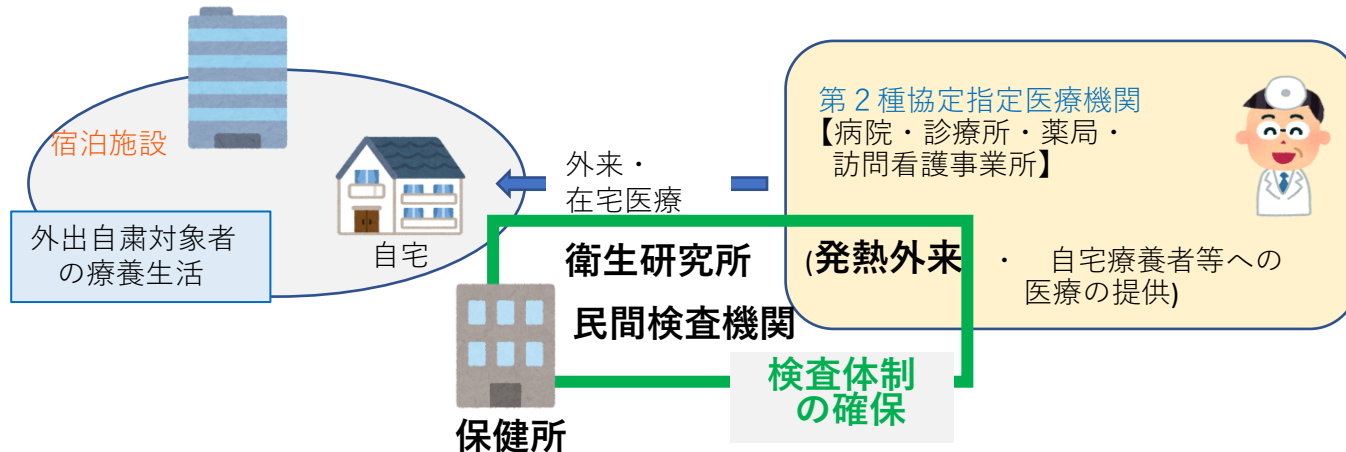
## 【検査の実施体制及び検査能力の向上】

### <これまでのコロナ対応>

- ・ 衛生研究所・保健所だけでなく、**医療機関、民間検査機関等の協力のもと、感染状況等によって突発的に変化する検査需要の増加に対応した。**
- ・ 衛生研究所には、**感染症発生初期の検査や、変異株の発生動向の監視等の役割が求められた。**



- ・ 新興感染症のまん延時に備え、検査体制を速やかに整備できるように、知事等と**民間検査機関又は医療機関との検査措置協定等**により、平時から計画的に準備を行う。
- ・ 衛生研究所等は、新興感染症の**発生初期に検査を担うことを想定し、病原体等の検査体制等を整備する。**



# 目指していく体制 - 2

## 【医療提供体制 – 発熱外来】

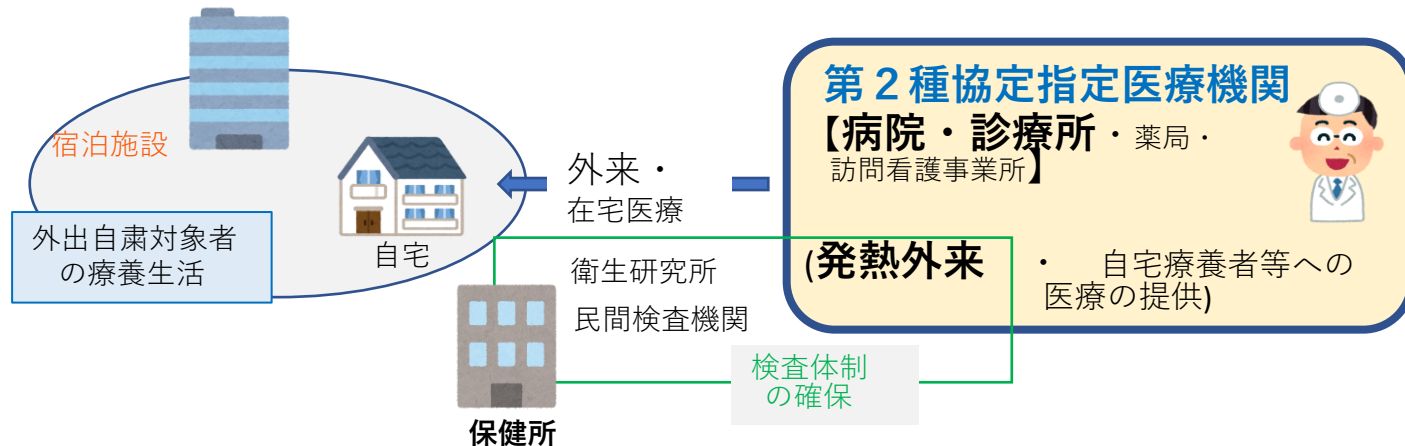
### <これまでのコロナ対応>

- ・ 感染症疑い患者の検査・診療を行う**発熱外来の確保が課題**となった。



- ・ 新興感染症の**発熱外来**を担当する医療機関と平時に医療措置協定を締結し、**第二種協定指定医療機関（公費負担医療の対象）**に指定する。
- ・ 流行初期の段階から発熱外来対応を行う旨の医療措置協定を締結し、知事が定めた基準を満たし、実際に対応した医療機関については、**流行初期医療確保措置(※)**の対象とする。

(※) 流行初期医療確保措置…経営の自律性を制限して、流行初期に感染症医療を行う協定締結医療機関に対して、感染症医療を行った月の診療報酬収入が、流行前の同じ月の額を下回った場合に、その差額を補填する措置。



# 目指していく体制 - 3

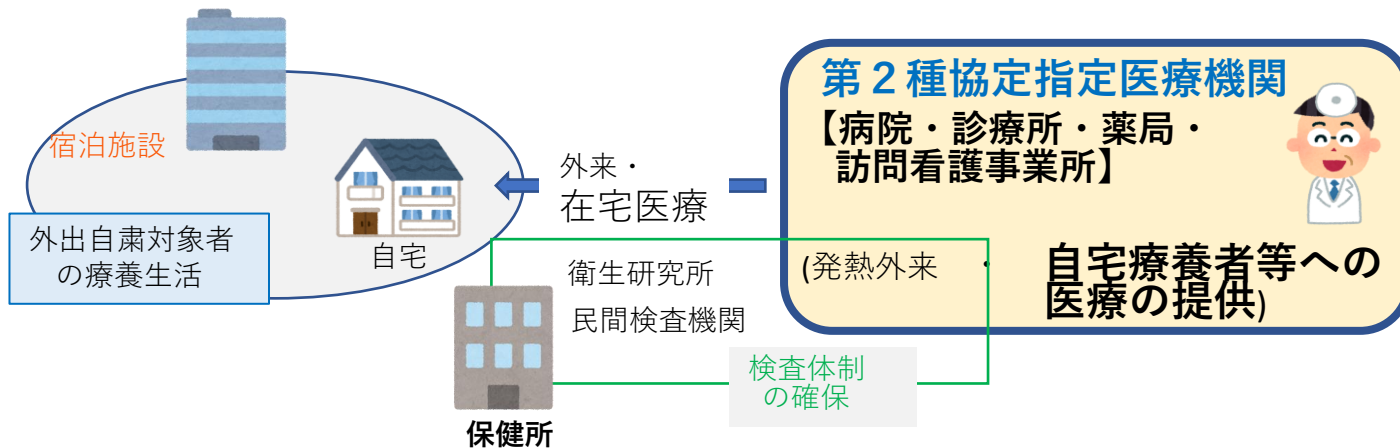
## 【医療提供体制 -在宅医療】

### <これまでのコロナ対応>

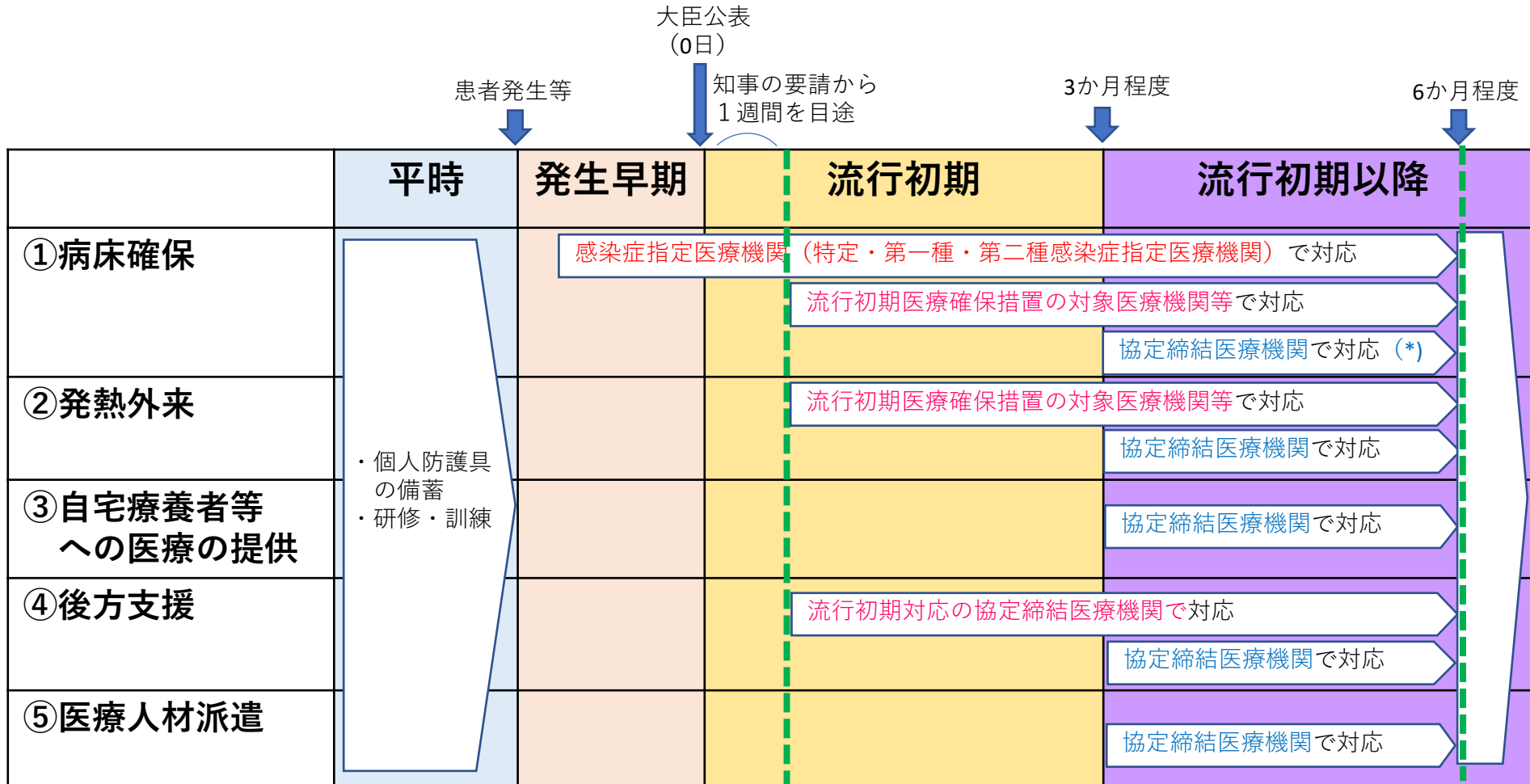
- ・ 自宅やホテルで療養を行う患者の**症状悪化時の外来・往診体制の確保が必要**となった。



- ・ 新興感染症の**自宅療養者等への医療の提供**を担当する医療機関、薬局、訪問看護事業所と平時に医療措置協定を締結し、**第2種協定指定医療機関（公費負担医療の対象）**に指定する。



# 【参考】新興感染症発生からの一連の対応



（\*）知事の要請から速やかに（2週間を目途に）即応化

# 目指していく体制 - 4

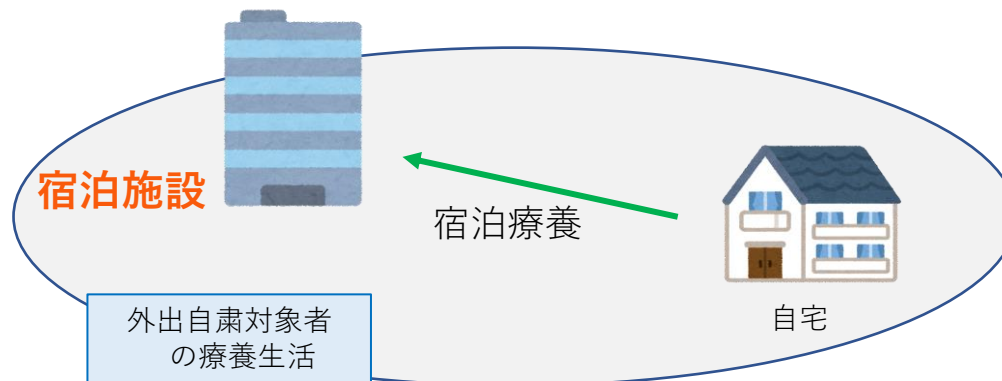
## 【宿泊施設の確保】

### <これまでのコロナ対応>

- ・新型コロナに対応できる医療機関が少なく、病床が限られていたことから、宿泊療養施設へ軽症者や無症状者の入所調整を実施した。



- ・自宅療養者等の家庭内感染等や医療体制のひっ迫を防ぐ等の観点から、**宿泊施設確保措置協定**を締結すること等により、平時から宿泊施設の確保を行う。



# 目指していく体制 - 5

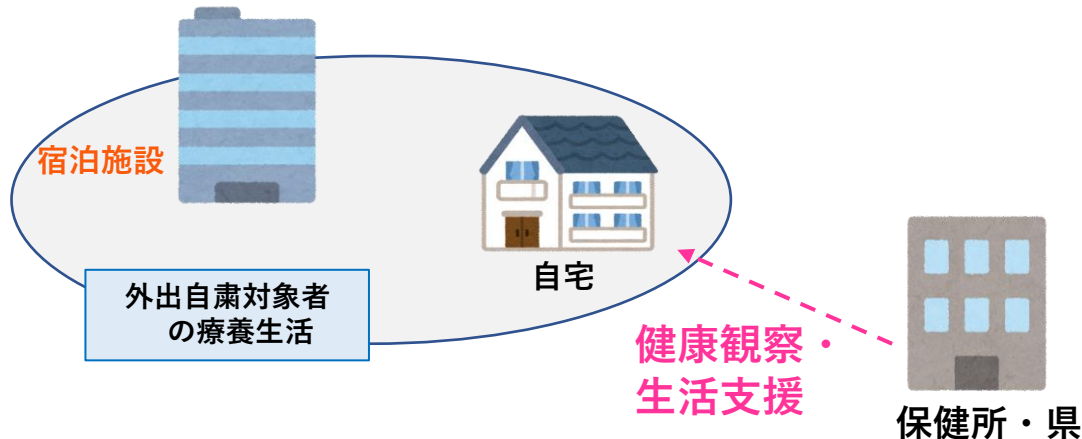
## 【外出自粛対象者の療養生活の環境整備】

### <これまでのコロナ対応>

- ・ 外出自粛を要請した者に対する**迅速な生活物資等の支援**と、**夜間・休日も含めた継続的な健康観察の実施が必要**となった。
- ・ 自宅療養者の支援にあたっては、**住民に身近な市町村の協力の効果が大きかった**。
- ・ 感染拡大時、**増加した自宅療養者の健康観察を外部に委託**することで対応した。



- ・ 外出自粛対象者の体調悪化時等に、適切な医療に繋げることができる**健康観察の体制**を整備する。
- ・ 外出自粛により生活上必要な物品等の物資の入手が困難になることから、外出自粛対象者について**生活上の支援**を行う。





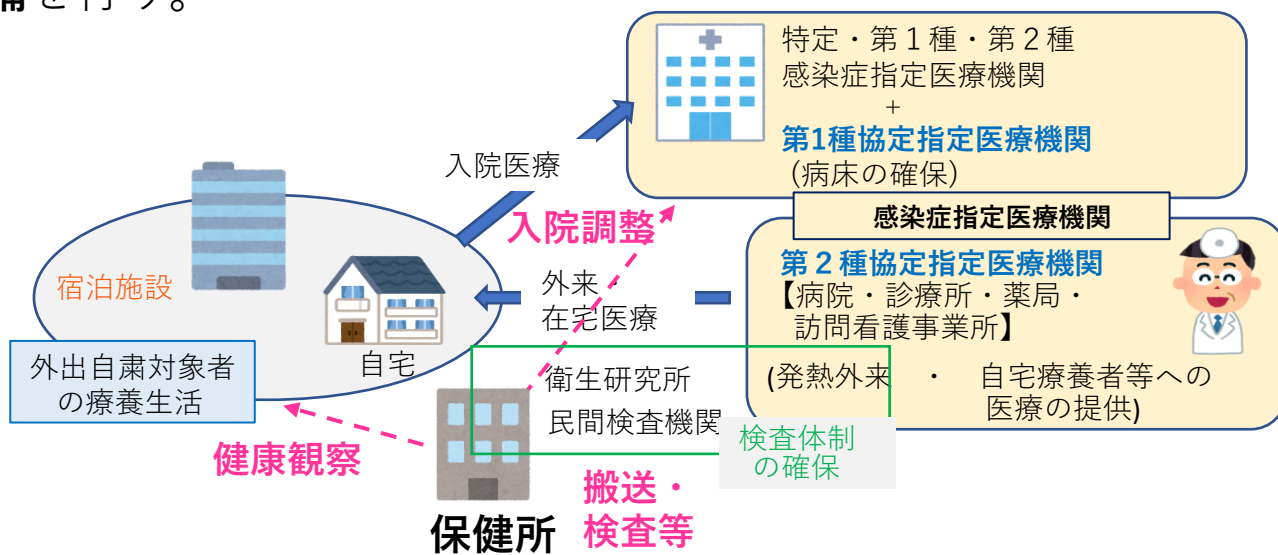
# 目指していく体制 - 6

## 【保健所体制の強化】

### <これまでのコロナ対応>

- ・感染症拡大時、**県全庁や市町村等から保健所へ応援職員を派遣**することで、感染拡大による**保健所業務の急増**に対応した。
- ・保健所業務のひっ迫に対応するため、**感染状況に応じて保健所として注力すべき業務を見定め、業務の外部委託を含め対応**した。

- ・平時より有事に備えた体制を構築し、**有事の際には速やかに体制を切り替えることができる仕組み**を構築する。
- ・感染症発生時に迅速に対応できるよう、**感染症に関する情報が、責任者に対して迅速かつ適切に伝達され、一元的に管理される体制**を構築する。
- ・外部人材の活用も含めた必要な人員の確保、受入体制の整備、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を通じて健康危機発生時に備えて、**各保健所の平時からの計画的な体制整備**を行う。



# 改定後計画の記載事項の充実 - 1

## 第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

- 新興感染症まん延時の検査体制の確保（民間検査機関等との検査措置協定等）  
...p.19【2（2）】
- 衛生研究所等の検査体制の整備  
...p.19【3（2）】
- 病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築  
...p.20【4】
- 病原体等の情報の収集に当たっての関係機関との連携  
...p.20【5】

# 改定後計画の記載事項の充実 - 2

## 第6 医療提供体制

- 新興感染症に係る医療提供体制の整備（医療機関との医療措置協定等）  
...p.24【4（4）】
- 第二種協定指定医療機関の指定（発熱外来を担当する医療機関）  
...p.24【4（5）イ】
- 第二種協定指定医療機関の指定（自宅療養者等への医療提供）  
...p.25【4（5）ウ】
- 協定締結医療機関における個人防護具の備蓄  
...p.26【4（6）イ】
- 保健所と感染症指定医療機関、医療関係団体等との連携  
...p.27【6（3）】

# 改定後計画の記載事項の充実 - 3

## 第8 宿泊施設の確保等に関する事項

- 新興感染症発生・まん延時の宿泊施設の確保（民間宿泊事業者等との宿泊施設確保措置協定等）  
...p.30【2（1）】
- 連携協議会を活用した宿泊施設等との円滑な連携  
...p.30【3】

# 改定後計画の記載事項の充実 - 4

## 第9 外出自粛対象者の療養生活の環境整備

- 外出自粛対象者の健康観察の体制の整備  
...p.31 【 2 ( 1 ) 】
- 生活必需品の支給等による生活支援  
...p.31 【 2 ( 2 ) 】
- 健康観察や生活支援等の市町村との連携  
...p.31 【 3 ( 1 ) 】
- 健康観察や生活支援等の第二種協定指定医療機関、医療関係団体、民間事業者への委託の検討  
...p.32 【 3 ( 2 ) 】

# 改定後計画の記載事項の充実 - 5

## 第11 人材の養成及び資質の向上

- 保健所の職員等に対する研修  
...p.34 【 2 ( 1 ) 】
- IHEAT要員の確保・研修  
...p.34 【 2 ( 3 ) 】
- 医療機関等における研修・訓練の実施  
...p.34 【 3 ( 1 ) 】

# 改定後計画の記載事項の充実 - 6

## 第12 保健所体制の強化

- 感染症拡大を想定した保健所の人員体制や設備等の整備  
...p.36 (2 (1)、(2))
- 外部人材の受入体制の構築  
...p.36 (2 (3))
- 保健所長を補佐する統括保健師等の配置の検討  
...p.36 (2 (4))
- 連携協議会等を活用した保健所業務に係る連携  
...p.37 (3 (1))

# 改定後計画の記載事項の充実 -7

## 別表2（数値目標）、 第1 感染症の予防の推進の基本的な方向

### ➤ 数値目標値の設定

…p.44

医療提供体制	・ 発熱外来機関数
	・ 自宅療養者等に医療を提供する機関数
物資の確保	・ 個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関の割合
検査体制	・ 検査の実施能力、地方衛生研究所等の検査機器の確保数
宿泊療養体制	・ 宿泊施設の確保居室数
人材の養成・資質の向上	・ 医療従事者等の研修・訓練回数
保健所の体制整備	・ 人員確保数

### ➤ 連携協議会における計画の取組状況等の報告と検証

…p.5 【1（2）】